

(案)

江別市小中一貫教育基本方針



令和2年9月

江別市教育委員会

1 はじめに

私たちを取り巻く社会は、超スマート社会の実現に向けてAIやビッグデータの活用などの技術革新が進む一方、急激な少子高齢化による児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化、家庭の教育力の低下など、教育を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

これらの社会の変化に対応し、次代を担う子どもたちへの教育の姿を検討していくことが必要です。現在、義務教育は小学校6年間と中学校3年間の2つの段階により行われています。今後も小学校、中学校の各段階において、それぞれが責任を持って教育活動を行うことには変わりありませんが、加えて、義務教育9年間を見通した系統的な教育活動を進める動きが、全国で広まっています。

このような現状の中、平成31年3月、江別市教育委員会は、「第2期江別市学校教育基本計画」を策定し、教育行政の基本的な方向性や具体的な施策を示しました。その計画の基本目標4、基本方向8「地域とともにある学校づくり」の基本政策8-2において、「学校段階間の連携の推進」に取り組むこととしています。また、令和元年度教育行政執行方針においては、その実現のために、小中一貫教育の導入のための準備を進めることとしました。

この基本方針は、江別市としての小中一貫教育を推進する上での基本的な考え方を整理することを目的に策定したものです。

2 小中一貫教育に取り組む背景

文部科学省では、平成29年3月の「小中一貫教育の導入状況調査について」において、小中連携教育と小中一貫教育の定義を以下のように定めています。

**小中連携教育～小中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、
小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
小中一貫教育～目指す子ども像の共有と9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育**

従来から、全国的に多くの学校で、小中連携教育に取り組んでおり、江別市でも、同様の取組を進めてきています。

今回の取組は、小中連携教育を一步進めて、小中一貫教育を目指すものです。以下に、全国の先進地の実践例や調査結果などから、本市において、小中一貫教育が必要とされる背景についてまとめました。

(1)義務教育の目的・目標の創設

平成17年に、中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」において、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示しました。これを受けて、平成18年に教育基本法が改正され、第5条において義務教育の目的が定められ、続く平成19年の学校教育法の改正においても、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第21条）されました。

その後、文部科学省が発行した学習指導要領（平成20年告示）の小、中学校の学習指導要領の巻末に参考としてそれぞれの学習指導要領の全文が掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられ、この考えは、平成29年告示の学習指導要領でも継続されています。

(2)教育内容や学習活動の量的・質的充実

平成20年告示の学習指導要領では、教科により標準授業時数が1割程度増加となり、教育内容を量・質とも充実することが求められました。この対応のために、小・中の教職員が連携し、児童生徒のつまずきやすい学習内容についてきめ細やかな指導をするなど、小中一貫教育の推進が求められています。平成29年告示の学習指導要領では、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。また、総則では、学校段階等間の接続を図ることが求められ、特に、義務教育学校、小中一貫校には、義務教育9年間を見通した計画的、継続的な教育課程を編成することが求められています。

(3)発達の早期化等に関わる現象

6・3制導入時と比べ、身体的発達や思春期の到来が2年程度早期化しています。また、自己肯定感や自尊感情の低下が小学校高学年から増え、小学校高学年の児童は中学校の生徒に近い特質があり、中学校に進んだ後に顕在化する不登校やいじめ、暴力行為等の問題行動等もその兆しは小学校高学年で生じているケースが多いと言われており、小中間の接続の円滑化や教育活動の充実の必要性が指摘されています。

(4)いわゆる中1ギャップ（小・中学校段階の主な差異）

①指導体制の違い

小学校は学級担任制で、中学校は教科担任制となります。

②家庭学習の違い

宿題は、小学校では、担任が出すので、量の調整がしやすいですが、中学校では、各教科担任が出すので、量の調整がなされないことが多いのが実態です。

③評価方法の違い

小学校では、単元終了ごとにテストを単元テストとして行うのに対して、中学校は、定期テストとなります。範囲、分量とも多く、より計画的な学習が必要です。

④生徒指導の違い

発達段階に応じた生徒指導を行う上で、特に中学校では思春期を迎える生徒に配慮した指導を行います。

⑤部活動等の有無

小学校でも少年団活動があり、所属する児童もいますが、中学校では、部活動が始まり、多くの生徒が参加します。放課後、休日に行う機会が増えます。

(5)社会性育成機能の強化の必要性

共働き世帯や一人親家庭の増加により、大人と子どもとのコミュニケーションが減ったり、屋外で子どもが自由に遊べる場所が減少し、集団での遊びの機会や、年齢の離れた子ども同士の関わりが減少し、家庭・地域の社会性育成機能の低下が叫ばれています。これに伴い、学校に期待される役割が相対的に増大しています。

さらに、少子化等に伴って小学校と中学校がそれぞれ小規模化し、クラス替えができなかったり、多様な教職員集団からの指導を受けられない事態が発生しています。

このため、小中一貫教育の取組を進めることで、多様な異学年交流の活発化や、より多くの教職員が児童生徒に関わる体制を確保し、中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化をめざすことが、小中一貫教育の導入が広がっている重要な背景・理由の一つとなっています。

(6)学校現場の問題の複雑化・多様化

近年、複雑な家庭環境で育つ子どもの増加、特別支援教育の対象となる子どもの増加、不登校など生徒指導上の問題の増加、保護者のニーズの多様化と対応の困難化、時代の要請に伴う教育活動の高度化など、学校が抱える課題は、多様化・複雑化しています。

こうした中、これまでのような「一人一人の教職員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である」ことから、中学校区単位での学校同士の連携や家庭・地域との協働により、子どもに関わるすべての人でつくり上げる質の高い教育が求められています。

(7)小中一貫教育の制度化

平成27年の学校教育法等の改正により、平成28年度から、小中一貫教育が次の

2つの形態に制度化されました。

①義務教育学校

一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態です。

設置手続きは、市町村の条例によります。

②小中一貫型小・中学校

それぞれの学校に校長、教職員組織がある、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態です。

設置手続きは、市町村教育委員会の規則等によります。

3 小中一貫教育により期待される効果と考えられる課題

(1)期待される効果

- ①学習指導上の効果が上がります。(学習習慣の定着)
- ②生徒指導上の効果が上がります。(中1ギャップの緩和、生活規律の定着)
- ③教職員の意識改革が行われます。(9年間を通して子どもを育てる意識、小中間の教職員の理解、教員の指導力の向上)
- ④異学年児童生徒の交流の促進が行われます。
- ⑤中学校登校を行うことで、児童が中学校の雰囲気になじむことができます。
- ⑥部活動体験・見学を行うことで、中学校入学後の部活動決定がスムーズに行われます。

(2)考えられる課題

- ①小学校が複数ある場合の取組の差の解消
- ②教職員の打ち合わせ時間の確保
- ③教職員の合同の研修時間の確保
- ④学校間の移動の時間・手段の確保
- ⑤教職員の多忙感・負担感の解消

4 江別市における小中連携・一貫教育の状況

(1)経緯

江別市の教育の歴史を紐解くと、昭和30年に江別市教育研究所が創立され、昭和41年には石狩管内教育研究会(石教研)の発足と同時に、江別市教育研究会(江教研)が誕生しています。

江別市教育研究所では、昭和54年に「所報」の第1号を発行しました。これは、

現在も発行が続けられています。その所報第5号（S56.3.31 発行）には、伊藤 貢教育長（当時）が「56年度学校教育に望む」と題して一文を寄稿。その中で、「小・中の連携、交流を一層強める必要があるのではないか。」と述べられています。

その後、昭和60年に、江教研の活動の一つとして、「教育問題を語り合う会」が設けられました。「教育問題を語り合う会」は、「小中ブロック研修会」と名を変えて、現在も、年1回、中学校区を単位に授業公開と分科会が行われています。

(2)江別市の形態

小中一貫教育は、学校施設や取組方などにより、一般的には以下のような形態が考えられます。

- ①施設分離型：地理的に離れている小学校と中学校が、既存の校舎のまま一貫教育を行う形態です。
- ②施設隣接型：近距離に隣接する小学校と中学校が、その地理的環境を生かした一貫教育を行う形態です。
- ③施設一体型：小学校と中学校を同一敷地内または同一校舎内に設置して一貫教育を行う形態です。

形態	中学校名	校区小学校との距離（単位はm）					
		校区小学校	距離	校区小学校	距離	校区小学校	距離
施設隣接型	江別第二中	江別第二小	494				
施設分離型	江別第一中	注1 江別第一小	1,710	上江別小	1,170		
	江別第三中	注1 江別第一小	1,330	いずみ野小	696	北光小	2,660
	野幌中	注2 野幌小	3,150	東野幌小	2,210	野幌若葉小	1,920
	大麻中	大麻小	243	大麻西小	872	文京台小	1,900
	大麻東中	大麻東小	1,450	大麻泉小	1,630	注1 江別第一小は、江別第一中と江別第三中に進学 注2 野幌小は、特認校のため、複数の中学校に進学	
	江陽中	江別太小	86	豊幌小	6,280		
	中央中	中央小	1,280	対雁小	986		
施設一体型	該当校はありません。						

(3)江別市の各中学校区の現状

市内全中学校区で、江教研の小中ブロック研修会を中心に、小中相互の授業参観、学習規律の交流、家庭学習の交流が行われています。その他、各中学校区の特筆的なものを記載します。

①江別第一中学校区（第一中学校・第一小学校・上江別小学校）

- ・中学校教員による出前授業
- ・「一目でわかる上江別小（第一中）」の様式統一
- ・英語教師の小学校外国語授業視察とアドバイス

- ・第一中学校主幹教諭から、中学校の校則や学習の心がまえについて6年生へ指導
- ・教研式標準学力検査（NRT）や全国・学力学習状況調査の情報交流
- ・特別支援、不登校児童の情報交流
- ・部活動体験（冬休み）
- ・ふれあいフェスティバルでの吹奏楽部の演奏会（上江別小）

②江別第二中学校区（第二中学校・第二小学校）

- ・6年生の中学校体験（年3回）
- ・部活動体験（夏休み）
- ・第二小・第二中・地域合同校区内清掃（コミュニティ・スクールの事業として）
- ・児童会、生徒会合同あいさつ運動
- ・外国語活動、英語科での小中連携の取組
- ・9年間の家庭学習の手引き作成
- ・総合的な学習の系統性、共通テーマ設定
- ・特別支援学級交流
- ・学校運営委員会（コミュニティ・スクール）の合同開催

③江別第三中学校区（第三中学校・第一小学校・いずみ野小学校・北光小学校）

- ・入学説明会を活用した中学校体験授業
- ・部活動見学（秋休み）
- ・「一目でわかる第一小 第三中」の様式統一と作成、各家庭配布
- ・英語教師の小学校外国語授業視察とアドバイス
- ・NRT や全国学力・学習状況調査の情報交流と配布月の統一
- ・特別支援の情報交流と授業参観
- ・一小祭りでのマンドリン部演奏と出店お手伝い協力
- ・第三中部活動壮行会への教員参加
- ・メール連絡網配信システムの統一化

④野幌中学校区（野幌中学校・野幌小学校・東野幌小学校・野幌若葉小学校）

- ・中学校教員による出前授業（英語、体育、数学）
- ・小中連携会議を開催（参加者：教頭、教務主任、研究部長）
- ・教育課程の接続：プログラミング教育（北海道情報大学との連携）
- ・吹奏楽部による出張演奏会
- ・入学説明会を活用した授業見学・体験授業
- ・特別支援学級による合同レクの開催

⑤大麻中学校区（大麻中学校・大麻小学校・大麻西小学校・文京台小学校）

- ・小中連携会議（主幹教諭、各校教務主任）を年4回開催

- ・黒板の様式（課題・まとめの表記）の統一
- ・諸テストの結果を交流（NRT、全国学力・学習状況調査）
- ・中学校の家庭学習ノートの紹介、中学校の5教科の補助教材展示
- ・メモの習慣化の取組
- ・中学校教員による出前授業（英語）
- ・部活動見学（冬休み）
- ・入学説明会を活用した模擬授業体験
- ・学校運営委員（コミュニティ・スクール）に小中連携を意識し、大麻小に大麻中主幹教諭、大麻西小に大麻中教頭、大麻中に大麻小教頭を人選

⑥大麻東中学校区（大麻東中学校・大麻東小学校・大麻泉小学校）

- ・中学校教員による出前授業（英語）
- ・生徒会、児童会の交流
- ・入学説明会を活用した体験授業
- ・部活動体験（夏休み・冬休み）

⑦江陽中学校区（江陽中学校・江別太小学校・豊幌小学校）

- ・中学校教員による出前授業（数学、英語）
- ・総合的な学習の時間のカリキュラム接続に関する交流
- ・部活動見学（冬休み・春休み、6年生の希望により、部活動ごとに実施）
- ・小中3校PTA合同研修会

⑧中央中学校区（中央中学校・中央小学校・刈雁小学校）

- ・吹奏楽部の小学校行事参加（刈雁小）
- ・中学校を会場に一部の小学生を含めて英検を実施
- ・諸テストの結果を交流（NRT、全国学力・学習状況調査）
- ・小中3校PTA合同研修会

5 江別市における小中一貫教育の目的

小中一貫教育に取り組む背景や江別市における小中連携教育の現状を踏まえ、本市における小中一貫教育の目的を次のとおりとします。

小学校と中学校が学習指導や生徒指導の課題や情報を共有し、義務教育の9年間において系統性と発達段階に応じた連続性を確保した指導に取り組む。

(1) 9年間継続した指導のもとで学習に取り組めます。

中学校の学習への接続を意識した小学校での指導と、小学校での学習を踏まえて連

続性を意識した中学校での指導を行うことにより、9年間継続した系統的な学習に取り組むことができます。

発達段階に即した「学び」の系統性と連続性を確保し、円滑な連続を図ります。

また、特別支援教育における学校間の連携・協力体制の強化が図られ、系統的な指導を行うことができます。

(2)環境の急激変化を緩和します。

小学校から中学校への環境の激変を緩和する取組を行うことや、小学校での効果的な指導を発達段階を考慮して中学校に引き継ぐことで、子ども達がストレスを感じることなく、中学校生活に円滑に馴染んでいくことができます。

(3)児童・生徒の発達状況に合わせ、9年を通した生徒指導を行います。

中学校でのつまずきや思春期を通じた課題について、小・中学校間が情報共有することで、9年間の継続的かつ一貫性をもった生徒指導を行うことができます。

また、個別の対応においても、小・中学校がお互いに情報の共有を図り、協力し合いながら、早期対応を行うことができます。

6 江別市における小中一貫教育の方向性

(1)目指す子ども像を明確にします。

- ・本市が目指す子ども像を踏まえ、えべつ型コミュニティ・スクール（学校運営委員会）での熟議を通して、中学校区で共通した目指す子ども像を明確化します。

(2)教職員研修を合同で開催します。

- ・年1回、11月に実施している江教研小中ブロック研修会を活用します。
- ・中学校区内の各校の学校教育指導の日（研修日）に可能な教職員が参加する等の工夫をします。
- ・学力、体力にかかわる共通課題を明らかにし、小・中学校間で共有します。

(3)義務教育9年間の系統性を明らかにした指導計画を作成します。

- ・江教研の教科部会を活用します。
- ・系統表を作成し、指導すべき内容を明確化し、年間指導計画を作成します。

(4)現行の教育制度（6・3制）を基本とする中で、中1ギャップの緩和を工夫します。

江別市は転入生が多いこともあり、現行どおり、学年段階の区切りは6・3制の

ままで行うことを基本とします。その中で、中1ギャップの緩和を工夫するために、以下の取組を行います。

- ①小学校6年生の中学校登校を、年1回以上実現します。
 - ・空き教室がない場合は、旅行的行事等で不在になる学年の教室を使用するなど工夫して行います。
 - ・特別支援学級については、人数が少ない場合は、5・6年生合同で行うなど、工夫して行います。
- ②小学校5・6年の高学年では、学年内の交換授業や一部教科担任制の導入に向けて、指導体制の工夫充実を図ります。
 - ・実施教科、方法については、各小学校の規模や体制、実態を踏まえて計画します。
- ③部活動見学・体験の機会を設定します。
 - ・夏季休業中等を活用して、小学校6年生が中学校の部活動を見学、または、体験する機会を設定します。

(5)地域とともにある学校づくりを推進します。

- ①えべつ型コミュニティ・スクールと連携します。
 - ・「小中一貫教育」は、小・中学校が地域と一体となって子どもの育成を目指す教育であり、「小中一貫教育」と「コミュニティ・スクール」は、学校改善の両輪とされています。
 - ・第1回目の学校運営委員会を合同で開催したり、別日程で合同で熟議の会議を持つなど、中学校区で工夫します。
- ②学校支援地域本部と連携します。
 - ・これまでと同様に、学習サポート教員、学生ボランティア、学校支援ボランティアに入っただき、子どもたちへの学習支援を充実させます。
- ③PTAと連携します。
 - ・小・中学校のPTAが連携し、研修や様々な活動を合同で開催していくことで、小・中学校9年間の中で児童生徒を育てる意識の醸成を図ります。

(6)導入スケジュール

モデル校区である第二中学校区を第1期、それ以外の中学校区を第2期に指定し、新学習指導要領の全面実施後の令和4年度から、2年間に分けて全市に導入する。

令和4年度 第1期導入 第二中学校区

令和5年度 第2期導入 第二中学校区以外の全7中学校区

7 推進体制について

(1)江別市教育委員会プロジェクトチーム（H29.6～）

- ・趣旨

モデル校との打合せ窓口（相談・問い合わせ等の対応、情報提供）
文部科学省・道教委・他市の状況等の情報収集、次年度予算の要望のまとめ

- ・構成メンバー

市教委総務課、学校教育課、教育支援課職員

(2)江別市小中一貫教育基本方針策定委員会（R2.6～R3.3）

- ・趣旨

江別市小中一貫教育基本方針の策定に当たり、施策・事業等の具体的な取組についての意見交換等を実施

- ・構成メンバー

学識経験者、江別市PTA連合会・校長会・教頭会の各代表
モデル校（第二小と第二中）主幹教諭、各中学校区代表（主幹教諭または教諭）
市教委職員（事務局として）

(3)第2期指定校準備会議（R3.4～R5.3）

- ・趣旨

モデル校の取組における成果と課題の周知。モデル校視察の機会の設定
義務教育9年間の系統性を明らかにした指導計画の作成方法の検討

- ・構成メンバー

各校の小中一貫教育推進担当教諭（主幹教諭または教諭）
モデル校（第二小、第二中）主幹教諭
市教委職員（事務局として）

(4)各中学校区一貫教育推進会議（R3.4～）

- ・趣旨

各中学校区で、必要に応じて推進のための連絡調整を行う。

- ・構成メンバー

各校の校長、教頭、主幹教諭、教諭等
※中心となる校長を互選し、事務局（教頭または主幹教諭等）は中心となる校長が指名

(5)市内大学連携（R3.4～）

- ・趣旨

市内大学と連携し、必要に応じて研修の実施や実践的な資料の作成等を行う。

8 取組のスケジュール

- 平成 28. 6 市内校長会議にて「小中一貫教育研究事業の実施」を提示
- 平成 29. 4 モデル校として第二小と第二中を指定
- 平成 29. 8 小中一貫教育研究事業に関わる視察研修（当別町立当別中学校）
・市教委職員、第二小教職員、第二中教職員
- 平成 30. 2 平成29年度 小中一貫教育北海道フォーラムへの参加
・市教委職員、第二小教職員、第二中教職員
- 平成 30. 8 平成30年度千歳市小中連携・一貫教育講演会に出席
・市教委職員
- 令和 元. 7 「北広島市教育を語る会」小中一貫教育講演会に出席
・市教委職員
- 令和 元. 11 視察研修（茨城県土浦市教育委員会、土浦市立真鍋小学校、都和小学校、土浦第二中学校）
・市教委職員
- 令和 2. 2 市内校長会議で「江別市小中一貫教育基本方針策定スケジュール」周知
- 令和 2. 6 第1回策定委員会
- 令和 2. 7 第2回策定委員会
- 令和 2. 11 第3回策定委員会
- 令和 3. 1 「江別市小中一貫教育基本方針」策定
- 令和 3. 4 第二中校区を第1期指定
第二中校区以外の7中学校区を第2期指定
市内大学との連携
- 令和 3. 6 第2期指定校準備会議（以後、必要に応じて適宜実施）
- 令和 4. 4 第1期指定の第二中校区に小中一貫教育を導入
- 令和 5. 4 全市に小中一貫教育の導入

えべつ型コミュニティ・スクールと江別市における小中一貫教育

第2期江別市学校教育基本計画

基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進

基本方向8 地域とともにある学校づくりの推進

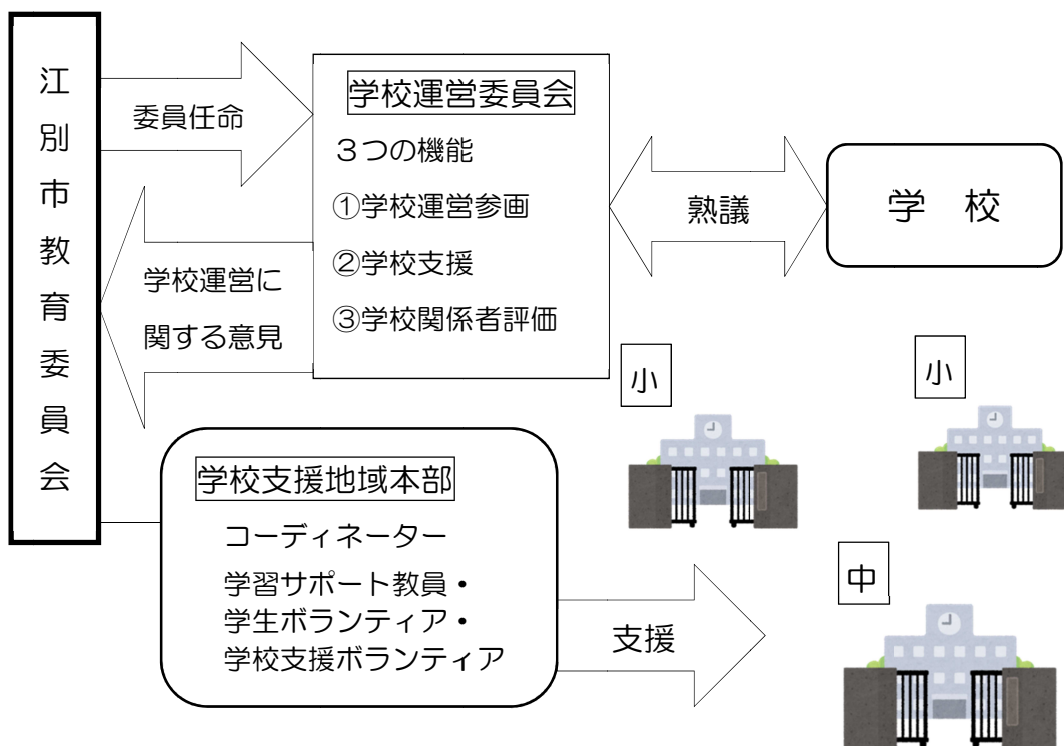
基本政策 8-1 家庭・地域との連携を図る教育活動の推進

8-2 学校段階間の連携の推進

《基本政策 8-1》

えべつ型コミュニティ・スクール

学校と地域をつなぐ仕組み



中学校併設型小学校・小学校併設型中学校

名称の例 『江別市立江別第一小学校（小中一貫校）』

『江別市立中央中学校（小中一貫校）』

施設形態 施設隣接型 or 施設分離型

《基本政策 8-2》

江別市における小中一貫教育

小・中学校の児童生徒間、
教職員間をつなぐ取組